

## はじめに

私たちが、安心な消費生活を営み生活の向上を図るためには、商品の品質や機能、価格の適正とともに、正確な計量の確保が極めて重要です。

このために計量法では、特定の商品を計量して販売する際の適正計量の実施が義務付けされております。

県では、販売等に携わる方々や消費者の皆様にも、計量に関する認識をより深めていただくため「計量モニター事業」を実施し、日常生活の中で消費される食料品について正しい計量が行われているかどうかを一定期間調査しております。

本年度は、2市3町の30名のモニターの皆様に、1か月間にわたり御協力いただき調査を行いました。これはその結果を報告書としてまとめたものです。

今後、この調査により得られた貴重なデータや消費者の方々の意見等を参考に、生産者や販売者の方々への周知を図るなど、適正な計量の推進に努めていきたいと考えております。

終わりに、御多忙の中、調査に御協力いただきました計量モニターの皆様や関係機関の方々に厚く御礼を申し上げます。

令和8(2026)年1月

栃木県計量検定所長 新添 利夫